

ID: 268

担当部署: 総務課

処分の概要	支援金の給付決定の取消し等		
例規名 根拠条項	村田町犯罪被害者等支援条例施行規則 第13条第1項		
例規番号	令和4年規則第10号		
【基準】			
<p>第13条の規定による。 (犯罪被害者等支援金の給付決定の取消し等)</p> <p>第13条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消し、又は既に給付した犯罪被害者等支援金を返還させるものとする。</p> <p>(1) 第5条に規定する犯罪被害者等支援金の給付の制限に該当するため、犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消し、又は既に給付した犯罪被害者等支援金を返還させることが適当であると町長が認めるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等支援金の給付決定又は犯罪被害者等支援金の給付を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消し、又は既に給付した犯罪被害者等支援金を返還させることが適当であると町長が認めるとき。</p> <p>2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消したときは、村田町犯罪被害者等支援金給付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日